

様式第二号の九(第八条の四の六関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 7 年 4 月 15 日

山口県知事 殿

提出者

住 所 山口県熊毛郡平生町大字平生町531番地

氏 名 三新化学工業株式会社 平生工場

取締役製造本部長 藤本 久志

電話番号 0820-56-2250

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	三新化学工業株式会社 平生工場		
事業場の所在地	山口県熊毛郡平生町大字平生町531番地		
事業の種類	有機化学工業薬品製造業		
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日		
産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排出量	7,123 t	全処理委託量	1,115 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への処理委託量	731 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	0 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	6,008 t	認定熱回収業者への処理委託量	0 t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	972 t
※事務処理欄			

(日本工業規格 A列4番)

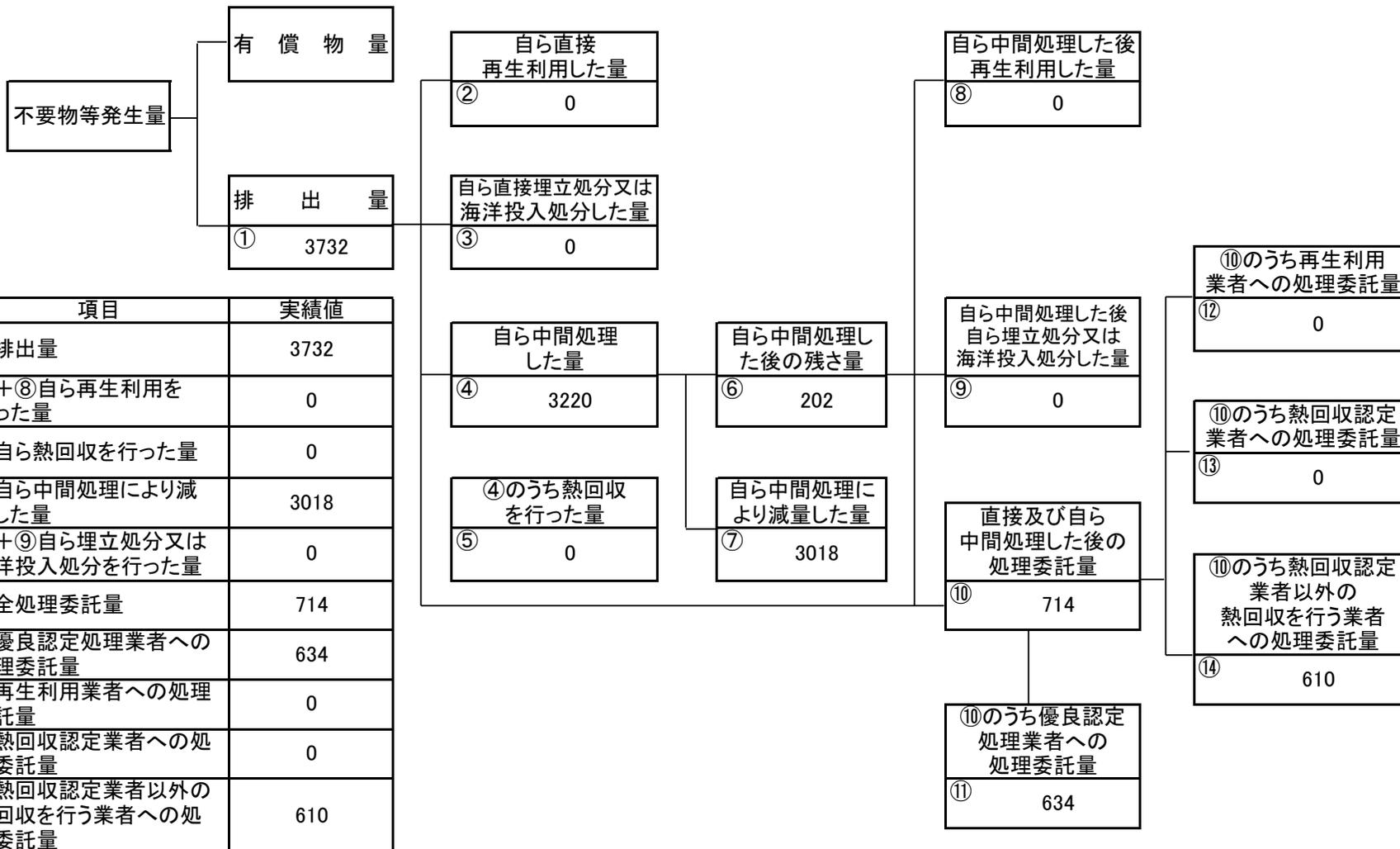
多量排出事業者の産業廃棄物処理計画実施状況報告書(令和6年度実績)

多量排出事業者 名称	三新化学工業株式会社 平生工場	所在地(市町名)	平生町	事業の種類	有機化学工業薬品製造業
------------	-----------------	----------	-----	-------	-------------

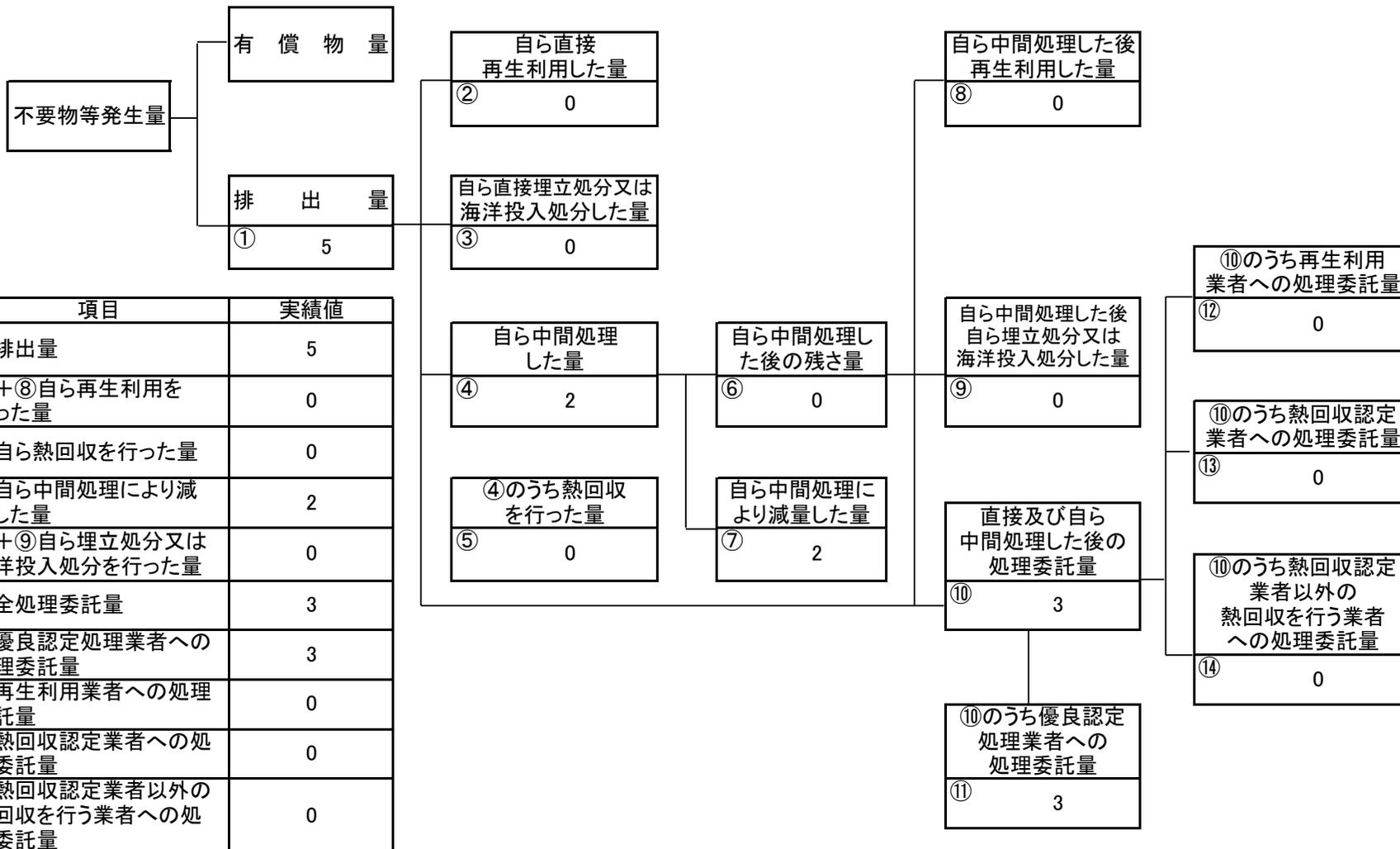
区分	種類	計 画 の 実 施 状 況										処 理 状 況															
		①排出量	② 自ら直接再生 利用した量	③ 自ら直接埋立 処分又は海洋投 入処分した量	④ 自ら中間処理し た量	⑤ ④のうち熱回収 を行った量	⑥ 自ら中間処理し た後の残量	⑦ 自ら中間処理に より減量した量	⑧ 自ら中間処 理した後、再生 利用した量	⑨ 自ら中間処 理した後、自ら 埋立処分又は 海洋投入処分 した量	⑩ 直接及び自 ら中間処分した 後の処理委託 量	⑪ ⑩のうち再 生利用者へ の処理委託量		⑫のうち中間 処理業者への 処理委託量		⑬のうち最終 処分処理業者 への処理委託 量		⑭のうち優 良認定処理業 者への処理委 託量		⑮のうち熱 回収認定業者 への処理委託 量		⑯のうち熱 回収認定業者 以外の熱回収 を行う業者へ の処理委託量					
												処分委託先が 山口県内	処分委託先が 山口県外	処分委託先が 山口県内	処分委託先が 山口県外	処分委託先が 山口県内	処分委託先が 山口県外	処分委託先が 山口県内	処分委託先が 山口県外	処分委託先が 山口県内	処分委託先が 山口県外	処分委託先が 山口県内	処分委託先が 山口県外	処分委託先が 山口県内	処分委託先が 山口県外		
産 業 廃 棄 物	燃え殻									0	0		0			0											
	汚泥	3,732	0	0	3,220	0	202	3,018	0	0	714	0	0	0	714	302	412	0	0	0	634	0	610				
	廃油	5	0	0	2	0	0	2	0	0	3	0	0	0	3	0	3	0	0	0	3	0	0				
	廃酸	0									0	0			0												
	廃アルカリ	822	0	0	820	0	0	820	0	0	2	0	0	0	2	0	2	0	0	0	2	2	0				
	廃プラスチック類	480	0	0	0	0	0	0	0	0	480	0	0	0	441	99	342	39	0	39	142	0	436				
	紙くず	0									0	0			0												
	木くず	11	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	0	0	11	11	0	0	0	0	11	0	11				
	繊維くず	0									0	0			0												
	動植物性残さ	0									0	0			0												
物	動物系固形不要物	0								0	0			0													
	ゴムくず	0								0	0			0													
	金属くず	0								0	0			0													
	ガラスくず、コンクリートくず、 陶磁器くず	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0				
	鉛さい	0									0	0			0												
	がれき類	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0				
	動物のふん尿	0									0	0			0												
	動物の死体	0									0	0			0												
	ばいじん	0									0	0			0												
	13号廃棄物	0									0	0			0												
計 (A)	5,052	0	0	4,042	0	202	3,840	0	0	1,212	0	0	0	1,172	412	760	40	1	39	793	2	1,057					

①排出量	②+⑧自ら再生利用を行った量	⑤自ら熱回収を行った量	⑦自ら中間処理により減量した量	実		績				
				③+④自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	⑥全処理委託量	⑩優良認定処理業者への処理委託量	⑪再生利用業者への処理委託量	⑬熱回収認定業者への処理委託量	⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3,732	0	0	3,018	0	714	634	0	0	0	610
5	0	0	2	0	3	3	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
822	0	0	820	0	2	0	0	0	2	0
480	0	0	0	0	480	142	0	0	0	436
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11	0	0	0	0	11	11	0	0	0	11
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5,052	0	0	3,840	0	1,212	793	0	0	2	1,057

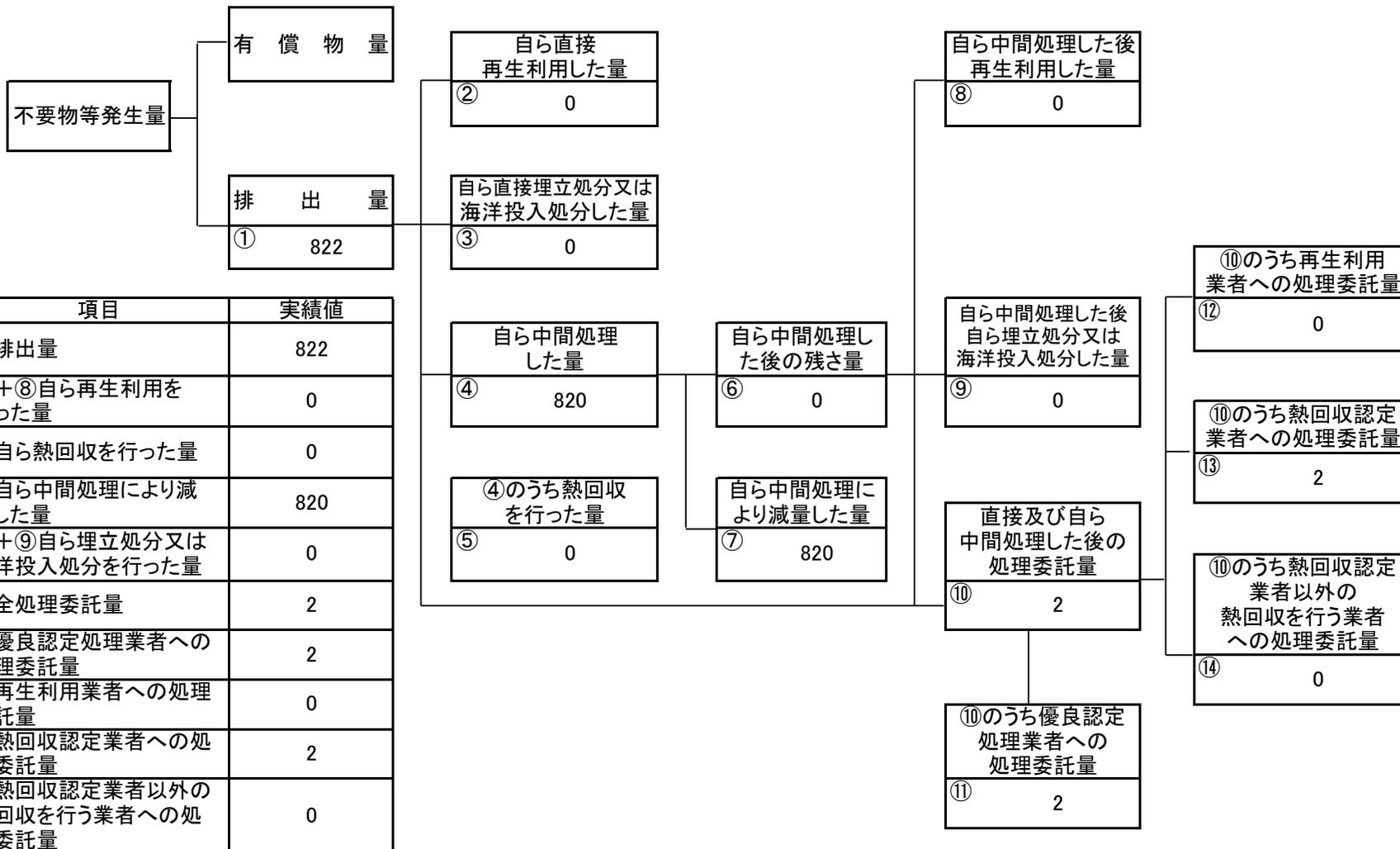
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 汚泥)



計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 廃油)

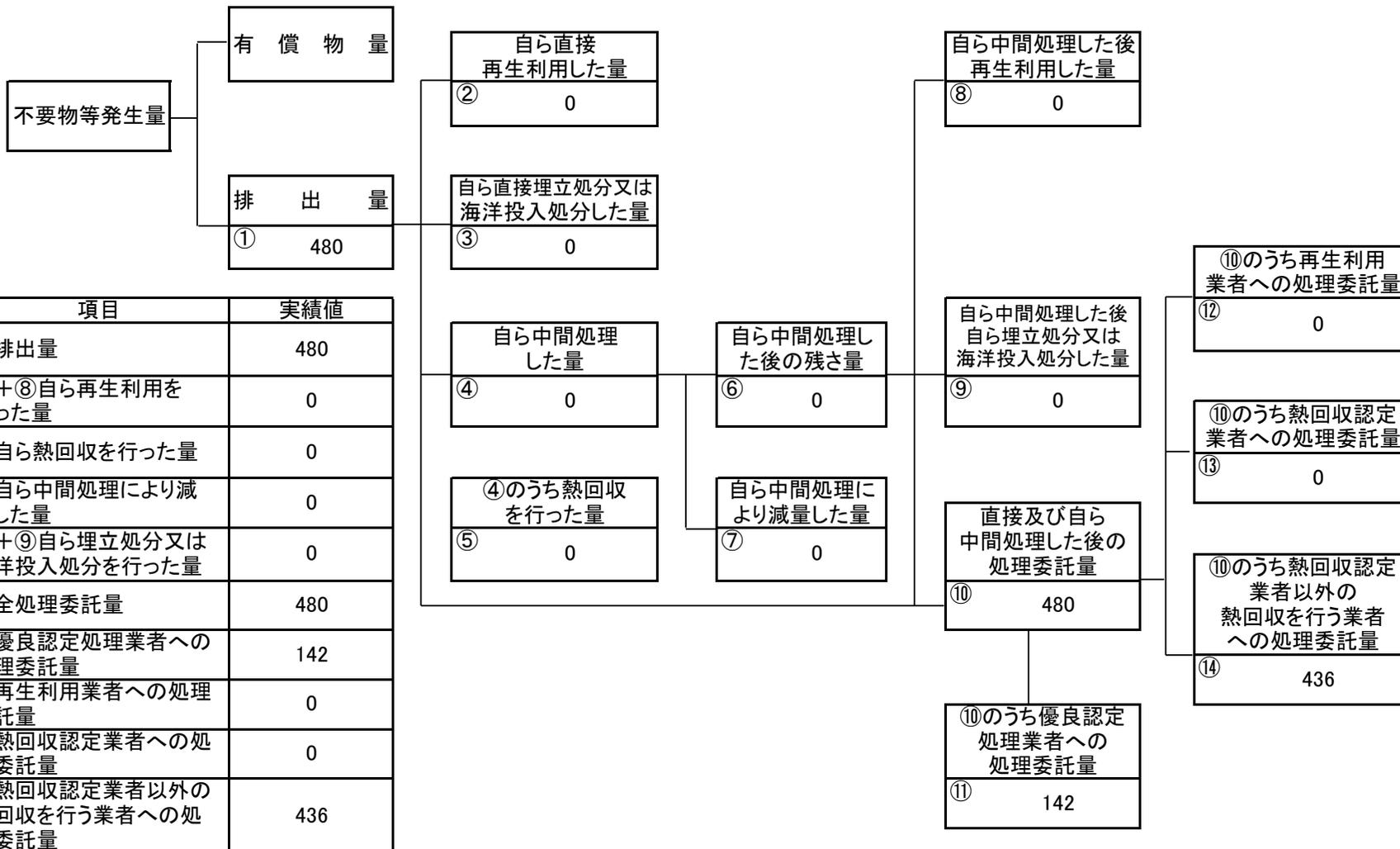


計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 廃アルカリ)

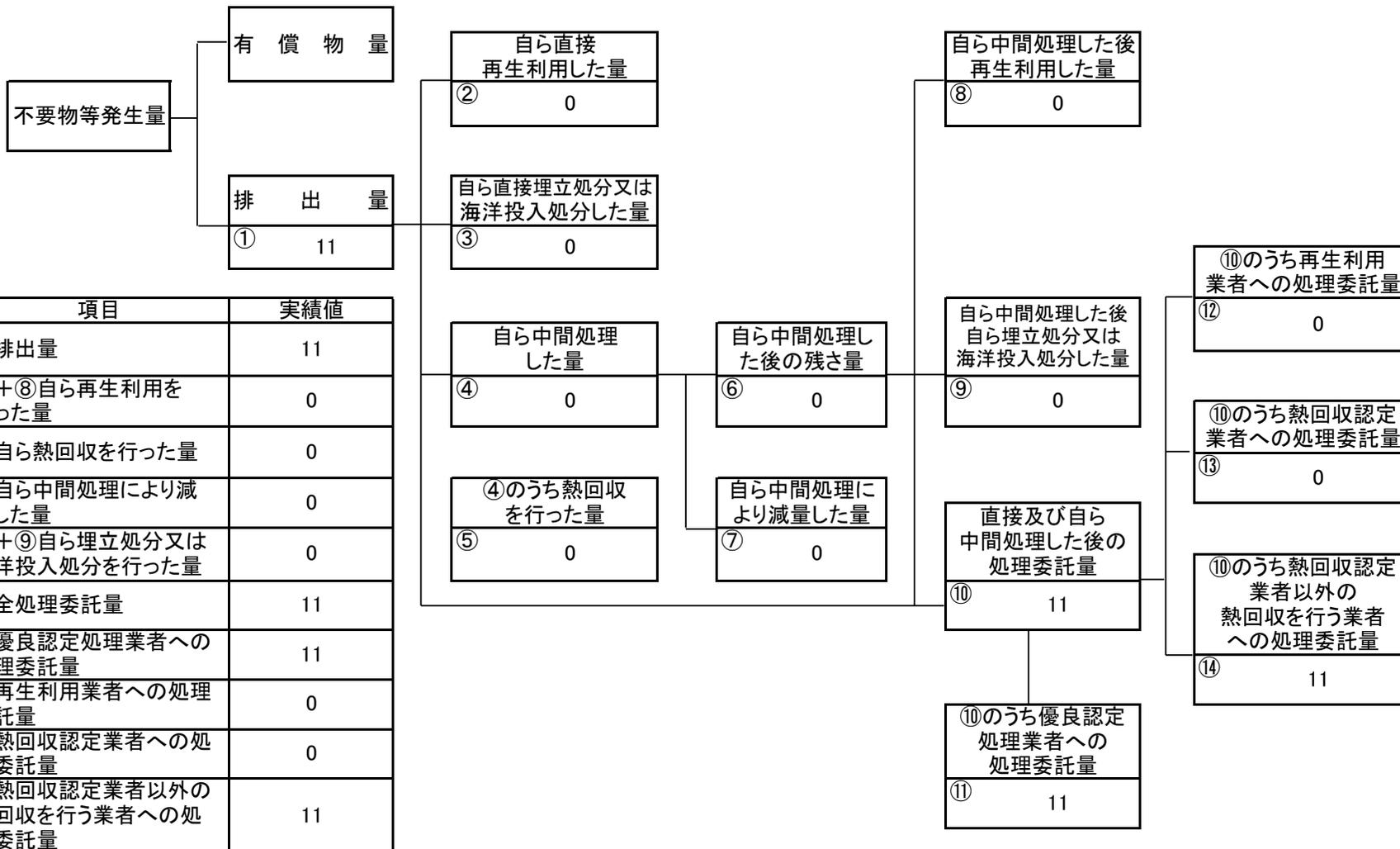


(続2面)

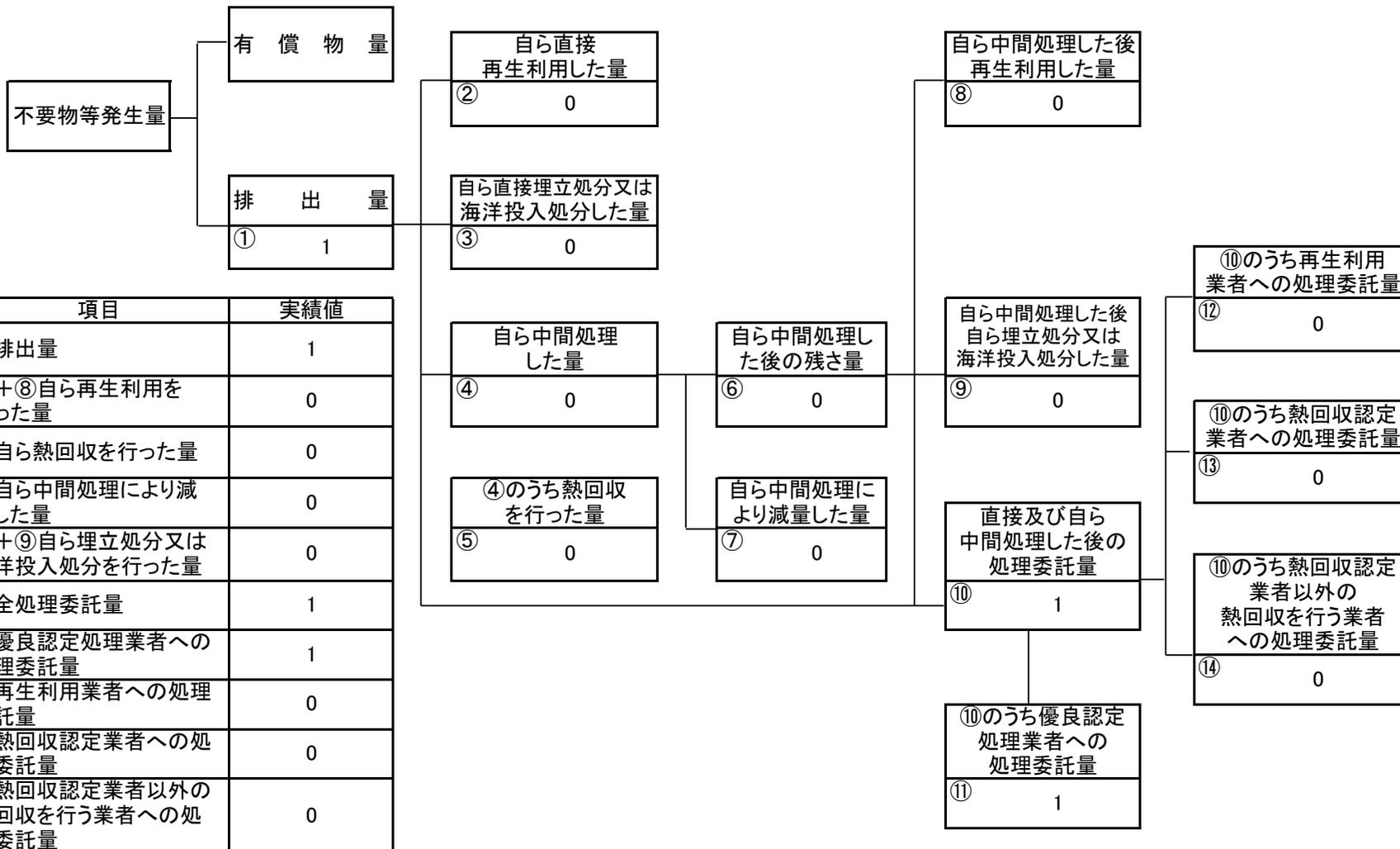
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 廃プラスチック)



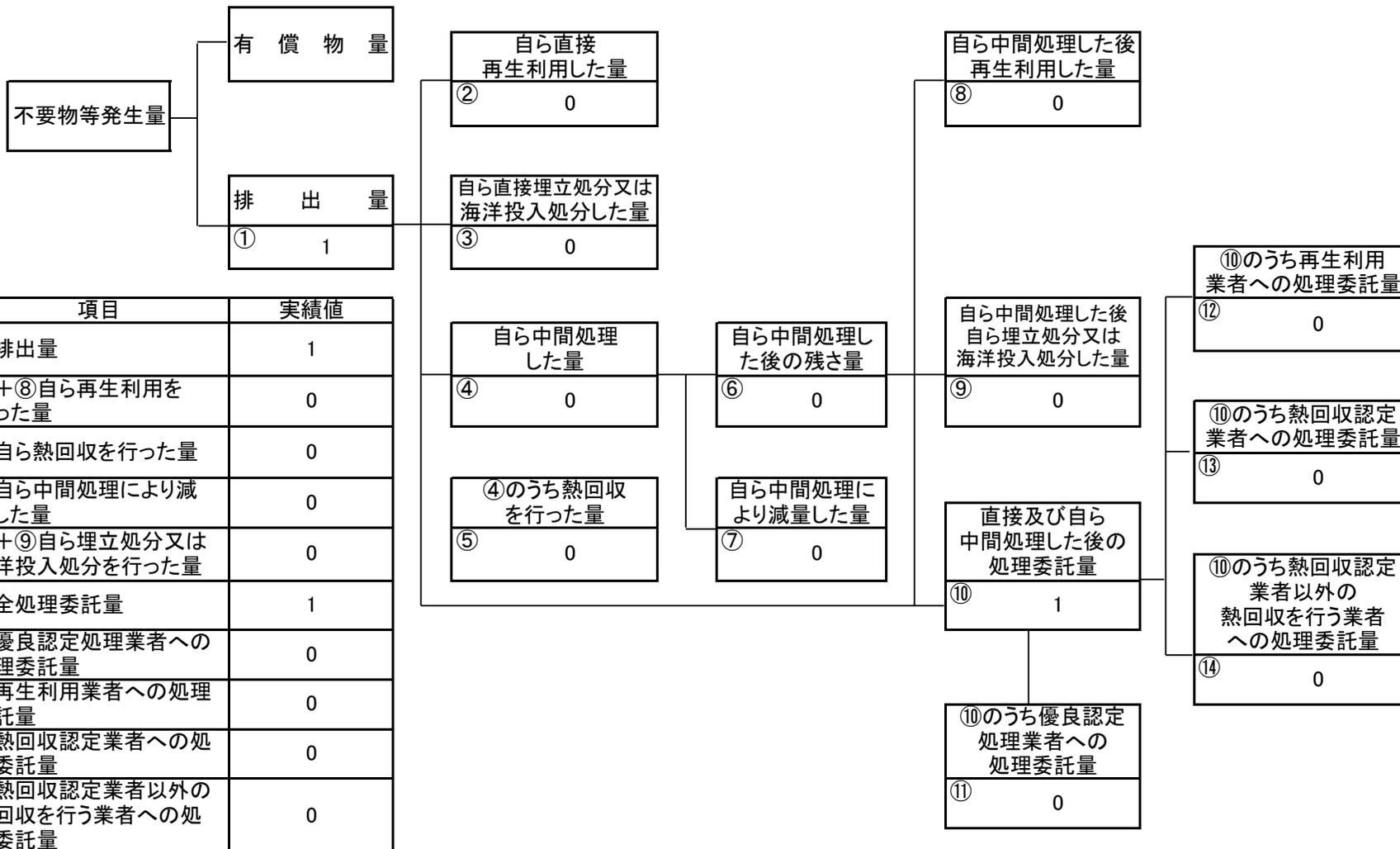
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 木くず)



計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず)



計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: がれき類 )



(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。